

倉吉市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第8号

倉吉市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 倉吉市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年倉吉市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(法第13条の指導及び勧告の方法)</u></p> <p>第3条 <u>法第13条第1項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による指導は、指導書（様式第1号の2）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第13条第2項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による勧告は、勧告書（様式第1号の3）により行うものとする。</u></p> <p>(法第22条の助言又は指導及び勧告の方法)</p> <p>第4条 <u>法第22条第1項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による助言は、助言書（様式第2号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第22条第1項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>法第22条第2項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</u></p> <p>(措置命令等の方法)</p> <p>第5条 <u>法第22条第3項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第22条第4項（条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 略</p> <p>(助言又は指導の方法)</p> <p>第3条 <u>法第14条第1項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による助言は、助言書（様式第2号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条第1項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</u></p> <p><u>(勧告の方法)</u></p> <p>第4条 <u>法第14条第2項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</u></p> <p>(措置命令の方法)</p> <p>第5条 <u>法第14条第3項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条第4項（条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。</u></p> <p>3 略</p>

<p>4 法第22条第13項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定により設置する標識は、標識（様式第8号）によるものとする。</p> <p>5 法第22条第13項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定により行う公示は、次に掲げる事項をその内容とするものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>4 法第14条第11項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定により設置する標識は、標識（様式第8号）によるものとする。</p> <p>5 法第14条第11項（条例第5条において準用する場合を含む。）の規定により行う公示は、次に掲げる事項をその内容とするものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>
---	---

第2条 倉吉市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

（表面）

立入調査員証		第〇〇号
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号）第5条において準用する場合を含む。）の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
倉吉市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

倉吉市長

指 導 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項に定める状態の「管理不全空家等（空住戸等）」に該当すると認めました。

ついては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等（空住戸等）が法第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当することとなることを防止するため、必要な措置をとるよう、（条例第5条において準用する）法第13条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等（空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 管理不全空家等（空住戸等）の状態
- 3 指導に係る措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 4 指導に至った事由（法第13条第1項：該当するものに○をしています。）
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

勸 告 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項に定める状態の「管理不全空家等（空住戸等）」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等（空住戸等）が法第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当することとなることを防止するため、必要な措置をとるよう、（条例第5条において準用する）法第13条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等（空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 3 勧告に至った事由（法第13条第2項：該当するものに○をしています。）
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 勧告の責任者
倉吉市（職・氏名）
連絡先：

※ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告をしてください。

※ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項（条例第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第2号から様式第11号まで及び様式第13号を次のように改める。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

助 言 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当すると認めました。

については、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、（条例第5条において準用する）法第22条第1項の規定により助言します。

記

- 1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等（特定空住戸等）の状態
- 3 助言に係る措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 4 助言に至った事由（法第2条第2項：該当するものに○をしています。）
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

指 導 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当すると認めました。

については、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、（条例第5条において準用する）法第22条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等（特定空住戸等）の状態
- 3 指導に係る措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 4 指導に至った事由（法第2条第2項：該当するものに○をしています。）
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

勸 告 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、（条例第5条において準用する）法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 3 勧告に至った事由（法第2条第2項：該当するものに○をしています。）
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 勧告の責任者
倉吉市（職・氏名）
連絡先：
- 5 措置の期限 年 月 日

※ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

※ 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。なお、上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告をしてください。

住 所
氏 名 様

倉吉市長

命 令 書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当すると認めため、 年 月 日付 第 号の勧告書により、（条例第5条において準用する）法第22条第3項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 3 命ずるに至った事由（具体的に特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか。）
- 4 命令の責任者
倉吉市（職・氏名）
連絡先：
- 5 措置の期限 年 月 日

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※ この命令に違反した場合は、法第30条第1項（条例第12条）の規定に基づき、50万円（5万円）以下の過料に処せられます。

※ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（教示）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有又は管理する空家等（空住戸等）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号）に定める「特定空家等（特定空住戸等）」に該当すると認めため、 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、（条例第5条において準用する）法第22条第3項の規定により、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、（条例第5条において準用する）法第22条第4項及び第5項の規定により、倉吉市長に対し、本通知の交付を受けた日から14日以内に本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、本通知を受けた日から5日以内に意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）
所在地 鳥取県倉吉市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容（具体的に何をどのようにするか。）
- 3 命令に至った事由（具体的に特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか。）
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
倉吉市
送付先：倉吉市
連絡先：
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告をしてください。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

氏 名

住 所

命令に対する意見書

倉吉市より 年 月 日付 第 号の命令に係る事前の通知書で通知のあった予定される
勧告事項について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項（倉吉
市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号）第5条において準用する場合を含みま
す。）の規定により、次のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）

所在地 鳥取県倉吉市

用 途

所有者の住所及び氏名

2 命令に対する意見

（なぜ改善できないのか、どのように改善する予定か、具体的に記載してください。）

3 その他当該事案に対する意見

標 識

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号）第5条において準用する場合を含みます。）の規定により、次の措置をとることを、 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等（特定空住戸等）

所在地 鳥取県倉吉市
用 途

2 措置の内容（具体的に何をどのようにするのか）

3 命ずるに至った事由（具体的に特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか。法第2条第2項の規定中、該当するものに○をしています。）

- ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 命令の責任者

倉吉市（職・氏名）
連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付 第 号によりあなたの所有又は管理する特定空家等（特定空住戸等）の *を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号）第5条において準用する場合を含みます。）の規定により、下記特定空家等（特定空住戸等）の *を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等(特定空住戸等)

- (1) 所在地 鳥取県倉吉市
- (2) 用途
- (3) 構造 造 階建
- (4) 規模 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- (5) 所有者の住所及び氏名

※ 措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載しています。

(教示)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

代執行令書

あなたに対し、 年 月 日付 第 号によりあなたの所有又は管理する特定空家等（特定空住戸等）の *を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項（倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号）第5条において準用する場合を含みます。）の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 *する物件

所 在 鳥取県倉吉市

用 途 (附属する を含む) 約 m²

2 代執行の時期

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

3 執行責任者

倉吉市 (職・氏名)

4 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載しています。

(教示)

（表面）

第〇〇号
執行責任者証
倉吉市（職・氏名）
上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
倉吉市長 印
記
1 代執行をなすべき事項
代執行令書（ 年 月 日付 第 号）記載の
鳥取県倉吉市 の建築物の除却
2 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第22条 略
2～8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17 （略）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

倉吉市長

過料処分通知書

あなたの所有又は管理する空住戸等は、倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第2項第2号に定める「特定空住戸等」に該当すると認めため、年 月 日付 第 号により、条例第5条において準用する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないため、条例第12条の規定により、次のとおり過料の支払いを命じます。

については、別に交付する納入通知書により納付してください。

記

- 1 対象となる特定空住戸等
所在地 鳥取県倉吉市
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容（具体的になにをどのようにするか。）
- 3 命ずるに至った事由（具体的に特定空住戸等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか。）
- 4 命令の責任者
倉吉市（職・氏名）
連絡先：
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 過料の額 金 円

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告をしてください。

（教示）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。